

住宅性能評価業務規程

(評価等の業務)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人長野県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正、かつ、適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 建築住宅部の所在地は、長野県長野市大字鶴賀緑町1605番地14とする。

2 松本事務所の所在地は、長野県松本市大字島立988-1とする。

3 上田事務所の所在地は、長野県上田市天神4丁目17-3とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 業務区域は、長野県全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第一号から第三号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

2 センターは、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務のうち新築の一戸建て住宅（併用住宅含む）に係るものを行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする（ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）。
- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることことができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第8条 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする（ただし、センターにおいて直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。）。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第10条 センターは、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 センターは、第1項により設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは引受承諾書裏面の住宅性能評価業務約款に基づき契約を締結したものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

一 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

二 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。

三 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 評価料金の額に関すること。
- (b) 評価料金の支払期日に関すること。
- (c) 評価料金の支払方法に関すること。

四 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
- (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

五 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
- (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (c) 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求する

ことができること。

(d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

六 センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号。)その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項の規定(前項一の規定を除く。)は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第11条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに国土交通省が編集又は監修した業務マニュアル及び長期使用構造等確認マニュアル等に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。

5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をセンターに提出する。

2 前項の場合においては、センターは、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げに準用する。この場合において、

「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

一 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

二 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

三 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の 建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。

四 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。

五 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。

3 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨書面をもって通知する。

4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 前4項（ただし、第1項(3)を除く）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第 15 条 第 8 条第 2 項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）第 7 条第 4 号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。センターが確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、センターが法第 6 条の 2 第 3 項による確認書又は第 4 項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第 3 章 建設住宅性能評価の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

第 16 条 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。）に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 3 項又は第 4 項）の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 5 条第 1 項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを 2 部提出しなければならないものとする（ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）。

3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
- (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
- (4) 評価方法基準第 4 の 3 (1) イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
- (5) 評価方法基準第 4 の 3 (1) ロの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあつては、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類

4 申請者は、第 1 項から第 3 項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

5 第 1 項から第 3 項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）

の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第3項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)

第17条 センターは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に別記第5号様式による引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは別記様式(別記第5号様式裏面)住宅性能評価業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項)に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、センターが行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第 18 条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに国土交通省が編集又は監修した業務マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第 4 項又は第 5 項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第 19 条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を

書面により通知しなければならないものとする。

- 2 センターは、前項の規定による通知を受領したときは、同項に規定する日又はその通知を受領した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をセンターに提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第20条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をセンターに提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

第21条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第22条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては、(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

- 2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 センターは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第23条 理事長は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

(評価員の解任)

第24条 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第25条 評価等の業務を実施するため、評価員を2人以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 センターは、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第26条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、センターの行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第27条 評価等の業務に従事する職員を、第25条第1項の規定により配置された評価員を含

め、センターに2人以上配置する。

- 2 センターは、専務理事を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第28条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別表2による。

(秘密保持義務)

第29条 センターの役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第30条 申請者は、設計住宅性能評価、建設住宅性能評価(新築住宅)にあつては別表3から別表8に定める評価料金を、建設住宅性能評価(既存住宅)にあつては別表10に定める評価料金を、長期使用構造等確認にあつては別表11に定める確認料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

第31条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。この場合の減額は、別表9によるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。
- (3) 1年度内に、50回以上の長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、長期使用構造等確認が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(評価料金等の返還)

第32条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第 33 条 センターは、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑則

(登録の区分等の掲示等)

第 34 条 センターは、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項について、事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ (<http://www.n-jutaku.or.jp/>) において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第 35 条 センターは、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 36 条 センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 37 条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1 枚につき 10 円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 38 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類 (次号に掲げる書類と同一のものを除く。) 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 39 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中であっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 40 条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第 41 条 理事長、役員又はその職員 (評価員を含む。) が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- 2 理事長、役員又はその職員 (評価員を含む。) が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

- 3 理事長、役員又はその職員 (評価員を含む。) がその役員又は職員 (過去二年間に役員又は職員であった者を含む。) である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合 (当該役員又は職員 (評価員を含む。) が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。) は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行っ

た場合

- 4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。
- 5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第42条 センターは、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（一事故てん補限度額が1億円及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第43条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(その他)

第44条 この規程に定めるもののほか、評価等の業務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1)

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

0 2 9 - ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○

1~3 行目	センターの指定番号
4~5 行目	センターの事務所毎に付する番号
6~9 行目	西暦
10 行目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 6：長期確認（新築）
11 行目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12~16 行目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。

別表2（第28条関係）

評 価 員 証	
写真貼付	氏 名
	生年月日
	番 号 第 号
	特記 上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条に規定する住宅性能評価を行う評価員であることを証明する。
年 月 日	長野市大字鶴賀緑町1605番地14 一般財団法人 長野県建築住宅センター 理事長

【注意】

- 1 本証は、常時携帯すること。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証を紛失したときは、速やかに所属長に届けなければならない。
- 4 本証は、評価員の資格を失ったときは、速やかに所属長に返還しなければならない。

設計住宅性能評価・建設住宅性能評価（新築住宅）の料金

別表3（評価料金表）

1 住宅の品質確保に関する法律施行規則(平成12年建設省令20号。以下「省令」という。)第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合

(単位：円 税込)

区分	床面積	評価料金の額	
		設計評価	建設評価
一戸建て住宅	200㎡未満	55,000	112,200
	200㎡以上	69,300	132,000
共同住宅等	200㎡未満	113,300	162,800
	200㎡以上500㎡未満	141,900	191,400
	500㎡以上1,000㎡未満	251,900	326,700
	1,000㎡以上2,000㎡未満	283,800	370,700
	2,000㎡以上10,000㎡未満	327,800	430,100
	10,000㎡以上	355,300	470,800

2 省令第3条第2項のうち必須評価事項以外の性能表示事項について評価する場合
(上記1の料金に評価項目の一につき加算する評価料金の額)

(単位：円 税込)

区分	評価項目 (性能表示事項)	評価料金の額	
		設計評価	建設評価
一戸建て住宅	1 構造の安定に関すること (1-2、1-4、1-5)	5,500	8,800
	2 火災時の安全に関すること (2-1、2-4、2-5、2-6)	2,200	6,600
	6 空気環境に関すること (6-1、6-2)	2,200	5,500
	7 光・視環境に関すること (7-1、7-2)	2,200	3,300
	8 音環境に関すること (8-4)	2,200	3,300
	9 高齢者等への配慮に関すること (9-1)	4,400	6,600
	10 防犯に関すること (10-1)	2,200	3,300
共同住宅等	1 構造の安定に関すること (1-2、1-4、1-5)	8,800	17,600
	2 火災時の安全に関すること (2-1、2-2、2-3、2-4、 2-5、2-6、2-7)	6,600	13,200
	4 維持管理・更新への配慮に関すること (4-4)	2,200	4,400
	6 空気環境に関すること (6-1、6-2)	3,300	5,500
	7 光・視環境に関すること (7-1、7-2)	2,200	4,400
	8 音環境に関すること (8-1、8-2、8-3、8-4)	3,300	5,500
	9 高齢者等への配慮に関すること (9-1、9-2)	4,400	8,800
10 防犯に関すること (10-1)	2,200	4,400	

別表4（評価変更料金）

1 省令第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合

（単位：円 税込）

区分	床面積	評価料金の額	
		設計評価	建設評価
一戸建て住宅	200㎡未満	27,500	56,100
	200㎡以上500㎡未満	35,200	66,000
共同住宅等	200㎡未満	57,200	81,400
	200㎡以上500㎡未満	71,500	95,700
	500㎡以上1,000㎡未満	126,500	163,900
	1,000㎡以上2,000㎡未満	141,900	185,900
	2,000㎡以上10,000㎡未満	163,900	215,600
	10,000㎡以上	178,200	235,400

2 省令第3条第2項のうち必須評価事項以外の性能表示事項について評価する場合
（上記1の料金に評価項目の一につき加算する評価料金の額）

（単位：円 税込）

区分	評価項目 (性能表示事項)	評価料金の額	
		設計評価	建設評価
一戸建て住宅	1 構造の安定に関すること (1-2、1-4、1-5)	2,750	4,400
	2 火災時の安全に関すること (2-1、2-4、2-5、2-6)	1,100	3,300
	6 空気環境に関すること (6-1、6-2)	1,100	2,750
	7 光・視環境に関すること (7-1、7-2)	1,100	1,650
	8 音環境に関すること (8-4)	1,100	1,650
	9 高齢者等への配慮に関すること (9-1)	2,200	3,300
	10 防犯に関すること (10-1)	1,100	1,650
共同住宅等	1 構造の安定に関すること (1-2、1-4、1-5)	4,400	8,800
	2 火災時の安全に関すること (2-1、2-2、2-3、2-4、 2-5、2-6、2-7)	3,300	6,600
	4 維持管理・更新への配慮に関すること (4-4)	1,100	2,200
	6 空気環境に関すること (6-1、6-2)	1,650	2,750
	7 光・視環境に関すること (7-1、7-2)	1,100	2,200
	8 音環境に関すること (8-1、8-2、8-3、8-4)	1,650	2,750
	9 高齢者等への配慮に関すること (9-1、9-2)	2,200	4,400
10 防犯に関すること (10-1)	1,100	2,200	

別表 5 (評価対象住戸料金)

(単位：円 税込)

区 分	評 価 料 金 の 額	
	設 計 評 価	建 設 評 価
省令第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合	6,600	13,200
上記の必須評価事項以外（室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合を除く）の性能表示事項について評価する場合	1,100	2,200

別表 6 (4階(地階を含む。)以上の建築物である住宅の検査料金)

(単位：円 税込)

区 分	検 査 料 金 の 額
検査1回当たり	39,600

別表 7 (室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の料金)

(単位：円 税込)

測 定 を 行 う 化 学 物 質	測 定 料 金 の 額
ホルムアルデヒド	22,000
ホルムアルデヒドとトルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン（以下「有機混合ガス」という。）1種類	31,900
ホルムアルデヒドと有機混合ガス2種類	35,200
ホルムアルデヒドと有機混合ガス3種類	38,500
ホルムアルデヒドと有機混合ガス4種類	40,700

別表 8 (本財団以外の者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額)

(単位：円 税込)

区 分	床 面 積	料 金 加 算 の 額
一戸建て住宅	200㎡未満	9,900
	200㎡以上500㎡未満	13,200
共同住宅等	200㎡未満	16,500
	200㎡以上500㎡未満	20,900
	500㎡以上1,000㎡未満	38,500
	1,000㎡以上2,000㎡未満	45,100
	2,000㎡以上10,000㎡未満	51,700
	10,000㎡以上	57,200

別表9 (住宅型式性能認定住宅等の評価料金の減額)

1 一戸建て住宅

(1) 設計住宅評価 (単位：円 税込)

住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者等認証を受けた性能表示事項	評価手数料から減ずる額	
	200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満
構造の安定(上部躯体)	1,650	2,090
〃(地盤・杭・基礎)	770	330
劣化の軽減	330	440
維持管理への配慮	330	440
温熱環境・エネルギー消費量	330	440
火災時の安全(選択事項)	1,650	2,090
空気環境(選択事項)	1,100	1,430
光・視環境(選択事項)	770	990
音環境(選択項目)	330	440
高齢者等への配慮(選択事項)	330	440
防犯(選択事項)	330	440

(2) 建設住宅評価 (単位：円 税込)

住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者等認証を受けた性能表示事項	評価手数料から減ずる額	
	200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満
構造の安定(上部躯体)	5,060	6,380
〃(地盤・杭・基礎)	2,420	3,080
劣化の軽減	1,650	2,090
維持管理への配慮	770	990
温熱環境・エネルギー消費量	1,100	1,430
火災時の安全(選択事項)	5,060	6,380
空気環境(選択事項)	3,740	4,730
光・視環境(選択事項)	2,420	3,080
音環境(選択項目)	1,100	1,100
高齢者等への配慮(選択事項)	1,100	1,430
防犯(選択事項)	1,100	1,430

2 共同住宅等

(1) 設計住宅評価 (単位：円 税込)

住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者等認証を受けた性能表示事項	評価手数料から減ずる額					
	200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
構造の安定(上部躯体)	6,820	8,580	10,230	11,990	13,640	15,400
〃(地盤・杭・基礎)	3,410	4,290	5,060	5,940	6,820	7,700
劣化の軽減	770	990	1,100	1,320	1,540	1,760
維持管理への配慮	1,650	2,090	2,530	2,970	3,410	3,850
温熱環境・エネルギー消費量	770	990	1,100	1,320	1,540	1,760
火災時の安全(選択事項)	5,940	7,370	8,910	10,340	11,880	13,310
空気環境(選択事項)	2,420	3,080	3,740	4,290	4,950	5,610
光・視環境(選択事項)	1,650	2,090	2,530	2,970	3,410	3,850
音環境(選択項目)	5,060	6,380	7,700	8,910	10,230	11,550
高齢者等への配慮(選択事項)	1,650	2,090	2,530	2,970	3,410	3,850
防犯(選択事項)	1,650	2,090	2,530	2,970	3,410	3,850

(2) 建設住宅評価 (単位：円 税込)

住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者等認証を受けた性能表示事項	評価手数料から減ずる額					
	200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
構造の安定(上部躯体)	10,230	12,870	15,400	17,930	20,570	23,100
〃(地盤・杭・基礎)	5,060	6,380	7,700	8,910	10,230	11,550
劣化の軽減	1,650	2,090	2,530	2,970	3,410	3,850
維持管理への配慮	1,650	2,090	2,530	2,970	3,410	3,850
温熱環境・エネルギー消費量	1,100	1,430	1,760	1,980	2,310	2,640
火災時の安全(選択事項)	8,910	11,220	13,420	15,620	17,930	20,130
空気環境(選択事項)	3,740	4,730	5,720	6,600	7,590	8,580
光・視環境(選択事項)	2,420	3,080	3,740	4,290	4,950	5,610
音環境(選択項目)	7,590	9,570	11,440	12,650	15,290	17,160
高齢者等への配慮(選択事項)	2,420	3,080	3,740	4,290	4,950	5,610
防犯(選択事項)	2,420	3,080	3,740	4,290	4,950	5,610

建設住宅性能評価（既存住宅）の料金

別表10（評価料金表）

1 現況調査

（単位：円 税込）

区分	床面積	評価料金の額	
		設計図書有	設計図書無
一戸建て住宅	200㎡未満	88,000	132,000
	200㎡以上	110,000	165,000
共同住宅等		別途見積	

2 特定現況調査

（単位：円 税込）

区分	床面積	評価料金の額
一戸建て住宅	200㎡未満	44,000
	200㎡以上	66,000
共同住宅等		別途見積

3 個別性能評価

（単位：円 税込）

区分	評価項目 (性能表示事項)	評価料金の額	
		右記以外の住宅 (設計図書がある場合 に限る)	建設住宅性能評価の図 書がある住宅
一戸建て住宅	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	55,000	33,000
	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	55,000	33,000
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	132,000	33,000
	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	55,000	33,000
	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	55,000	33,000
	1-6 地盤及び杭の許容支持力等及びその設定方法	11,000	6,600
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	11,000	6,600
	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	8,800	5,500
	2-4 脱出対策（火災時）	8,800	5,500
	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	8,800	5,500
	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	8,800	5,500
	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	44,000	11,000
	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	8,800	5,500

一戸建て住宅	5-1 断熱等性能等級	33,000	5,500
	5-2 一次エネルギー消費量等級	33,000	5,500
	6-2 換気対策（局所換気設備）	8,800	5,500
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別表7による	
	6-4 石綿含有建材の有無等	別途見積り	
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	別途見積り	
	7-1 単純開口率	8,800	5,500
	7-2 方位別開口率	8,800	5,500
	9-1 高齢者等配慮対策等級等（専用部分）	8,800	5,500
	10-1 開口部の侵入防止対策	8,800	5,500
共同住宅等	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	別途見積り	33,000
	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	別途見積り	33,000
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	別途見積り	33,000
	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	別途見積り	33,000
	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	別途見積り	33,000
	1-6 地盤及び杭の許容支持力等及びその設定方法	11,000	6,600
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	11,000	6,600
	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	8,800/戸	5,500/戸
	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	8,800/戸	5,500/戸
	2-3 脱出対策（火災時）	8,800/戸	5,500/戸
	2-4 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	8,800/戸	5,500/戸
	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	8,800/戸	5,500/戸
	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	8,800/戸	5,500/戸
	2-7 耐火等級（界壁及び界床）	8,800/戸	5,500/戸
	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	88,000	11,000
	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	8,800/戸	5,500/戸
	4-2 維持管理対策等級（共用配管）	8,800/戸	5,500/戸
	4-3 更新対策（共用配管）	8,800/戸	5,500/戸
	4-4 更新対策（住戸専用部）	8,800/戸	5,500/戸
	5-1 断熱等性能等級	33,000/戸	5,500/戸
5-2 一次エネルギー消費量等級	33,000/戸	5,500/戸	

共同住宅等	6-2 換気対策（局所換気設備）	8,800／戸	5,500／戸
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別表7による	
	6-4 石綿含有建材の有無等	別途見積り	
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	別途見積り	
	7-1 単純開口率	8,800／戸	5,500／戸
	7-2 方位別開口率	8,800／戸	5,500／戸
	9-1 高齢者等配慮対策等級等（専用部分）	8,800／戸	5,500／戸
	9-2 高齢者等配慮対策等級等（共用部分）	8,800／戸	5,500／戸
	10-1 開口部の侵入防止対策	8,800／戸	5,500／戸

長期使用構造等確認の料金

別表11（長期使用構造等確認料金表）

新築住宅確認料金

(単位：円 税込)

審査区分	単位	確認料金	変更確認料金
一戸建て住宅（併用住宅を含む）	一戸	48,400	24,200

住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認申請の評価料金の加算額

(単位：円 税込)

審査区分	単位	評価料金の加算額	評価変更料金の加算額
第9条第1項に該当する 一戸建て住宅（併用住宅を含む）	一戸	7,700	7,700

長期使用構造等に係る軽微変更該当証明料金

(単位：円 税込)

審査区分	単位	証明料金
一戸建て住宅（併用住宅を含む）	一件	7,700

確認料金の減額

(単位：円 税込)

審査区分	単位	確認料金から減ずる額	変更確認料金から減ずる額
第31条(3)に該当する 一戸建て住宅（併用住宅を含む）	一戸	4,400	2,200